

# 新居浜工業高等専門学校学生会会則

昭和37年4月21日制定

## 第1章 総則

第1条 本会は、新居浜工業高等専門学校学生会と称する。

第2条 本会は、各員の自治活動を通じて、相互の親和、学芸の研究及び民主的社会人としての心身の修養につとめ、もって学生生活の向上を図ることを目的とする。

第3条 本会は、新居浜工業高等専門学校学生の全員をもって組織し、本校教員を指導教員とする。

## 第2章 機関

第4条 本会の目的達成のために次の機関を置く。

- (1) 学生大会
- (2) 代議員会
- (3) 中央委員会
- (4) 学級会
- (5) 監査委員会
- (6) 選挙管理委員会
- (7) 各専門委員会

第5条 各機関の会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

### 第1節 学生大会

第6条 学生大会は、本会の最高議決機関である。

第7条 定期学生大会は、原則毎年5月及び11月に開く。

第8条 臨時学生大会は、次の場合にこれを開くことができる。

- (1) 中央委員会が、必要と認めたとき。
- (2) 代議員及び学級委員の3分の2以上が必要と認めたとき。
- (3) 全会員の2分の1以上が必要と認めたとき。

第9条 大会の招集及び議題の告示は、5日前までに行わなければならない。

### 第2節 代議員会

第10条 代議員会は、大会の代行議決機関である。

第11条 代議員会は、原則として毎月1回定期に開く。

2 次の場合には臨時に開くことができる。

- (1) 代議員の3分の1以上が必要と認めたとき。
- (2) 中央委員会の要請があったとき。
- (3) 全会員の4分の1以上の要請があったとき。

第12条 代議員会は、各学級から1名ずつ選出された代議員をもって組織する。ただし、専攻科の代議員については各学年から1名の選出とする。

第13条 代議員会議長及び代議員会副議長は、代議員会において互選する。

### 第3節 中央委員会

第14条 中央委員会は、本会の最高執行機関である。

第15条 中央委員会は、学生大会及び代議員会において決議されたことを執行する。

第16条 中央委員会に総務局、文化局、体育局、広報局、会計局、環境局、図書局、保健局及び風紀局を置く。

2 各局には、専門部を置く。

3 各局の細則は、別に定める。

第17条 中央委員会は、毎月1回定期に開く。ただし、次の場合には、臨時に開くことができる。

- (1) 全委員の2分の1以上が必要と認めたとき。
- (2) 委員長が必要と認めたとき。
- (3) 代議員会が必要と認めたとき。

第18条 中央委員会は、委員長として会長が当たるものとし、委員長が本会会員中から選出し代議員会の承認を得た委員をもって組織する。

2 委員の任期は、1か年とし、新年度開始後速やかに改選する。

第19条 中央委員会副委員長及び総務局委員、文化局委員、体育局委員、広報局委員、会計局委員、環境局委員、図書局委員、保健局委員、風紀局委員は、中央委員会において互選する。

#### 第4節 学級会

第20条 学級会は、新居浜工業高等専門学校各科、各学年における学級の全学生をもって組織し、学級の議決並びに執行機関である。

2 学級会の細則は、別に定める。

#### 第5節 監査委員会

第21条 監査委員会は、本会の監査機関である。

第22条 監査委員会は、本会会員中から選出し、代議員会から承認を得た3名の委員をもって組織する。

2 委員の任期は1か年とし、毎年2月に改選する。

第23条 監査委員会は、毎月1回定期に開く。ただし、委員の1人が必要と認めた場合は、臨時に開くことができる。

第24条 監査委員会に会計監査部、活動監査部を置く。会計監査部は、学生会会計について監査活動を行い、活動監査部は、学生会諸組織の活動状況について監査活動を行う。

第25条 各種委員会は、議決を行う場合、監査委員の出席を要請してこれの承認を受けなければならない。

第26条 監査委員会は、4月・9月・1月に学生会備品及び会計の定期監査活動を行う。

#### 第6節 選挙管理委員会

第27条 選挙管理委員会は、選挙に関する一切の業務を行う。

第28条 選挙管理委員会は、各学級から1名ずつ選出された委員をもって組織する。ただし、専攻科については各学年から1名の選出とする。

第29条 選挙管理委員会委員長及び副委員長は、選挙管理委員会において互選する。

第30条 選挙管理委員会に関する細則は、別に定める。

#### 第7節 各専門委員会

第31条 各専門委員会は、必要に応じて中央委員会から委託されて発足する。

2 国領祭執行委員会、ソコヂカラ執行委員会、総合文化祭執行委員会などが、これにあたる。

### 第3章 役員

第32条 本会には、次の役員を置く。

(1) 会長 1名 会長の選出方法についての細則は別に定める。

(2) 代議員会： 代議員会議長 1名  
代議員会副議長 1名  
代議員 25名

(3) 中央委員会： 中央委員会委員長 1名  
中央委員会副委員長 1名から3名  
総務局 最低1名  
文化局 最低1名  
体育局 最低1名  
広報局 最低1名  
会計局 最低2名  
環境局 最低1名  
図書局 最低1名  
保健局 最低1名  
風紀局 最低1名

(4) 監査委員会： 監査委員 3名

(5) 選挙管理委員会： 委員長 1名  
副委員長 2名  
委員 24名

第33条 役員の任務は、次のとおりである。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄すると共に、中央委員会委員長を兼ねるものとする。

(2) 代議員会議長は、代議員会を招集し、代議員会を統轄すると共に、学生大会の招集及び

議題の告示を行い、学生大会においては議長となる。

(3) 代議員会副議長は、代議員会議長を補佐し、代議員会議長に事故あるときは、代行する。

(4) 代議員は、議事を審議決定する。

(5) 中央委員会委員長は中央委員会を招集、統括する。

(6) 中央委員会副委員長は、副会長として会長を補佐し、会長に事故あるときは、代行する。

(7) 各局には、それぞれ互選により局長を置き、その任務は、別に定める。

(8) 監査委員は諸監査にあたる。

(9) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、選挙管理委員会を招集、統轄する。

(10) 選挙管理副委員長は、委員長に事故あるときは代行する。

第34条 第32条第2号から第5号に定める本会の役員は、二つ以上兼ねることはできない。

#### 第4章 会計

第35条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金その他をもってこれに充てる。

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第37条 会員の会費は、1か年6,500円とし、前期にあつては4月に3,500円を、後期にあつては10月に3,000円を納付するものとする。

2 入会金は、本会に入会する学生が入会と同時に2,000円を納付するものとする。

第38条 本会の予算、決算は、役員会の議を経て学生大会の承認を必要とする。

第39条 会計細則は、別に定める。

#### 第5章 雑則

第40条 本会の決議事項は、校長の承認を経た後に執行されるものとする。

第41条 本会の会則は、学生大会において3分の2以上の賛成によって改正することができる。

第42条 本会則は、昭和37年4月21日からその効力を発する。

##### 附 則

この会則は、昭和38年6月11日から施行する。

##### 附 則

この会則は、昭和39年2月28日から施行する。

##### 附 則

この会則は、昭和39年11月19日から施行する。

##### 附 則

この会則は、昭和40年1月28日から施行する。

##### 附 則

この会則は、昭和42年2月1日から施行する。

##### 附 則

この会則は、昭和44年1月27日から施行する。

##### 附 則

この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

##### 附 則

この会則は、昭和49年4月1日から施行する。

##### 附 則

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

##### 附 則

この会則は、昭和51年4月1日から施行し、第16条、第19条、第32条第3号及び第33条第7号については、昭和50年4月1日から適用する。

##### 附 則

この会則は、昭和52年4月1日から施行する。

##### 附 則

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

##### 附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

##### 附 則

この会則は、平成22年3月9日から施行し、平成21年7月9日から適用する。

##### 附 則

この会則は、平成22年11月18日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年7月13日から施行し、第16条、第19条、第32条第3号及び第5号については、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。